

(2) 合法団体ト雖モ生擾行動、示威運動等不穩ニ直ルトキハ強  
 硬ニ取締ルコト  
 (3) 車庫、營業所路線、電車自動車等ヲ占據シ交通機関ノ運行  
 ヲ障害スヘキモノハ徹底的ニ之ヲ排除スルコト  
 以上三項ノ警告ヲ為シ代表者等モ之ヲ諒トシ正午退出ス

昭和九年九月二日

警視廳特別高等警察部労働課

市電争議ニ關スル情報 (第三報)

市電指合(第一号)九月二日午後二時発

一 東京首脳部ノ第一指令發送ノ件

九月二日午後二時首脳部ヨリ左ノ如キ第一指令ヲ發送セリ

- 一 支部アクトヲ決定セヨ
- 二 引揚所ノ準備
- 三 戦時組織ノ第二、三ヲ準備セヨ
- 四 斗争基金ハ全部押下ケ現金トシテ適當ニ所持スルコト
- 五 罷業中後顧ノ憂ナカラシムル為出稼限リ米其ノ他生  
 活必需品ヲ共済組合ヨリ購入スルコト
- 六 スキヤノ防止ヲ為左ノ如キ対策ヲ講スルコト